

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が土曜日のときは、その翌日)

目 次

- ◇ 告 示 被爆者一般疾病医療機関の指定 (健康対策課)
- 被爆者一般疾病医療機関の指定の辞退 ()
- 被爆者一般疾病医療機関の名称等の変更 ()
- クリーニング師の研修の指定 (県民生活課)
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)

告 示

鳥取県告示第四百二十六号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (平成六年法律第百十七号) 第十九条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則 (平成七年厚生省令第三十三号) 第二十五条において準用する同令第十五条の規定により告示する。

平成八年六月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
松下内科医院	鳥取市雲山一三〇一	平成八年五月八日
浜村診療所	気高郡気高町大字勝見六六〇一	平成八年五月十六日
くにとう眼科	米子市八幡七一八一	平成八年五月十八日
太田整形外科医院	鳥取市青葉町三丁目二二	平成八年五月二十七日
小松医院	鳥取市今町一丁目二二八	平成八年六月一日
ひろ歯科クリニック	鳥取市覚寺四七七	平成八年六月十一日
有限会社エンゼル薬局	米子市八幡七二一一	平成八年五月十八日
有限会社淀江調剤薬局	西伯郡淀江町大字佐陀一三六八一二	平成八年六月五日

鳥取県告示第四百二十七号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 (平成六年法律第百十七号) 第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり被爆者一般疾病医療機関から指定辞退の申出があったので、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則 (平成七年厚生省令第三十三号) 第二十五条において準用する同令第十八条第二項の規定により告示する。

平成八年六月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
浜村診療所	気高郡気高町大字勝見六六〇一	平成八年五月十五日
小松医院	鳥取市今町一丁目二二八	平成八年五月三十一日

鳥取県告示第四百二十八号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則 (平成七年厚生省令第三十三号) 第二十五条において準用する同令第十七条第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関から次のとおり名称又は所在地を変更した旨の届出があったので、同令第二十五条

において準用する同令第十七条第二項の規定により告示する。

平成八年六月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届出医療機関	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
気高郡青谷町大字 青谷三九三五 吉田齒科医院	所在地	気高郡青谷町大字 青谷三九七九一	気高郡青谷町大字 青谷三九三五	平成八年五月一日
米子市角盤町一丁 日四二 薬局いわがき	〃	米子市東倉吉町 七九	米子市角盤町一丁 日四二	平成八年五月二十七日

鳥取県告示第四百二十九号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項に規定するクリーニング師の資質の向上を図るための研修を指定したので、次のとおり告示する。

平成八年六月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 主催者の名称及び所在地
財団法人全国環境衛生営業指導センター
東京都新宿区四谷四丁目三
- 二 開催年月日並びに会場の名称及び所在地

開催年月日	会 場	
	名 称	所 在 地
平成八年六月二十三日	米子保健所	米子市東福原一丁目一四五

- 三 受講料 五千円
- 四 受講申込み先

財団法人鳥取県環境衛生営業指導センター
鳥取市弥生町三〇二一二
電話 〇八五七（二九）八五九〇

鳥取県告示第四百三十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年六月二十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
平成八年一月五日 鳥取県指令都計三一三第五号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
八頭郡家町大字門尾字塚本及び大字稲荷字塚ヶ鼻
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鳥取市吉方一丁目五二
森本興産株式会社
代表取締役 森本 美明